

# 令和5年度大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (拡充分) (1世帯7万円)のご案内

- ・エネルギー・食料品等の物価高騰が続く中、特に影響を受ける住民税非課税世帯に対する生活支援として**1世帯あたり7万円**を支給します。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要な場合があります。**

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円(1世帯1回限り)

## 支給対象

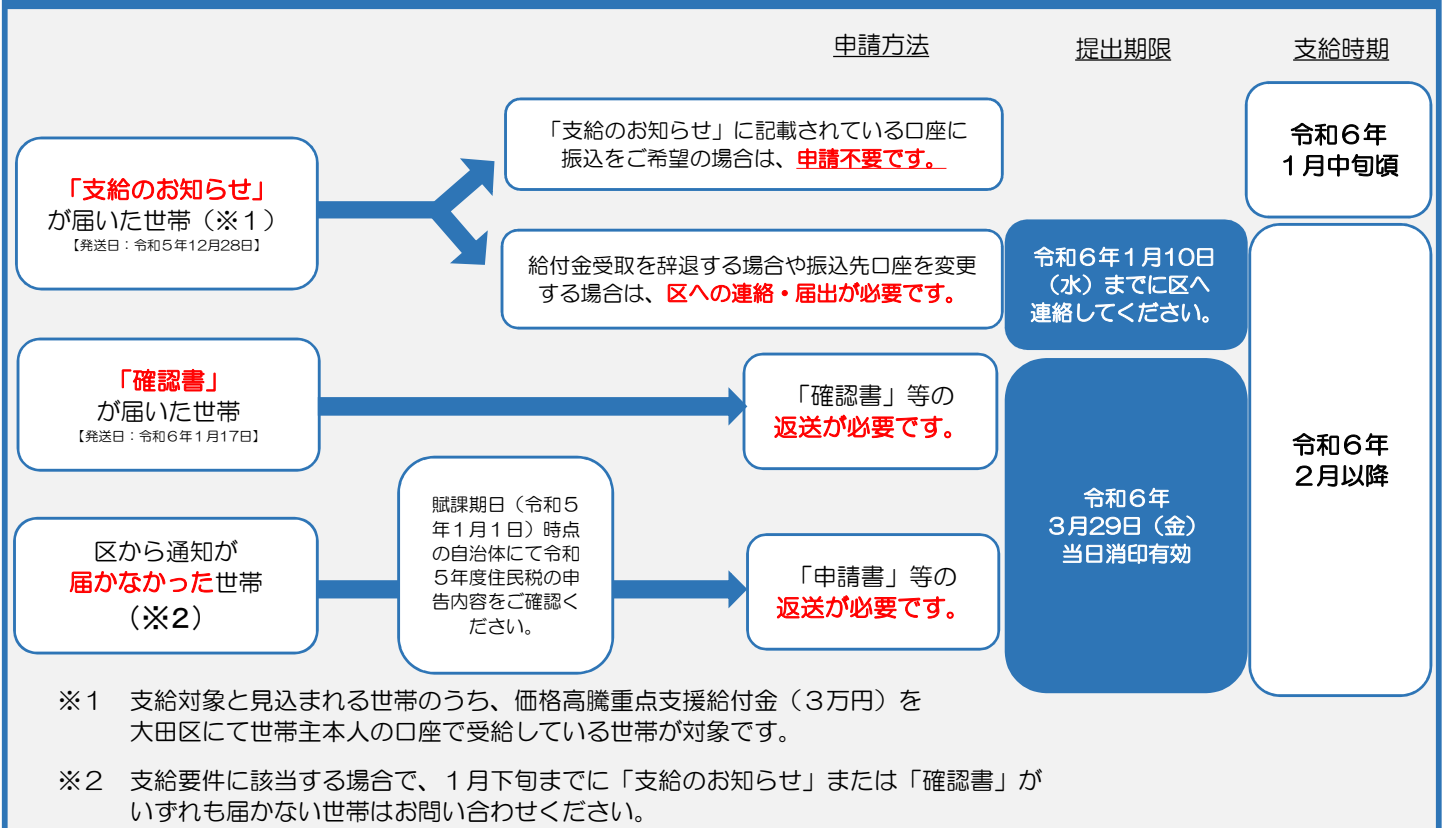
基準日(令和5年12月1日)時点で大田区に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※ただし、以下の世帯は除きます。

- ・住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ・租税条約により住民税の免除の適用を受けている方を含む世帯
- ・既に他自治体で本給付金と同様の給付金等(7万円)を受けている世帯
- ・賦課期日(令和5年1月1日)に日本国内に住民登録がなかったことにより、住民税が課されていない方を含む世帯

## 申請方法・提出期限・支給時期

対象と見込まれる世帯に「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。



## 問い合わせ先

大田区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎ : 0120(149)074

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)